

報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて（三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定）
税 務 課	再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の適用期間を2年間延長する等とした地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該関係条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付で専決処分したので、これの承認を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方税法</p> <p>【改正趣旨】 これまで地方税法附則第15条の規定に基づき、償却資産における課税標準の特例措置を講じてきたところ、今般の法改正により当該特例措置の適用期限を2年又は4年延長されるとともに、特例割合(参酌基準)については市町村条例に委任されたことから、今般、三田市市税条例及び三田市都市計画税条例を改正するもの。</p> <p>また、行政不服審査法改正に伴い地方税法の一部も今回改正されたことから、合わせて三田市固定資産評価審査委員会条例を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 三田市市税条例等の一部を改正する条例</p> <p>① 固定資産税課税標準の特例措置の設定（平成28年4月1日施行）</p> <p>(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものまで2年間延長するもの。）</p> <p>(2) 津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産に係る特例措置（平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得されたものまで4年間延長するもの。）</p> <p>具体的な対象資産例：防波堤、護岸、胸壁、避難施設等</p> <p>(3) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る特例措置（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものまで2年間延長するもの。）</p> <p>具体的な対象資産例：公園、広場、緑化施設、通路等</p> <p>② その他所要の規定の整備</p> <p>地方税法改正に伴う号数新設及び参照条項を修正しようとするもの。</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>